

平成 29 年 9 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業計画における
整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画における
整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課長、同省老健局
介護保険計画課長及び同省保険局医療介護連携政策課長の連名により各都道府
県衛生主管部（局）長、介護保険主管部（局）長あて通知があり、本会に対し
ても日本医師会会長を介して周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（地域保健関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：松井

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

日医発第 498 号 (地 I 135) (介 64)

平成 29 年 8 月 18 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画における
整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年度に策定される新たな医療計画及び介護保険事業(支援)計画につきましては、貴会におかれましても、審議に際して主導的な役割を果たしてご尽力いただいていることに敬意を表する次第であります。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長、同省老健局介護保険計画課長及び同省保険局医療介護連携政策課長の連名にて、標記の通知が各都道府県衛生主管部(局)長及び介護保険主管部(局)長宛に発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、同省医政局長通知「「医療計画について」の一部改正について」(平成 29 年 8 月 10 日付日医発第 484 号 (地 I 125) にて貴会宛に送付済み。)において、別途通知にて示すとされた、医療計画の在宅医療等の整備目標と介護保険事業(支援)計画でのサービス量見込みを整合的に定めるに当たっての基本的な考え方が整理されたものであります。

高齢化の影響による在宅医療の需要の増加分は平成 37 年に約 100 万人が見込まれる一方で、病床の機能分化・連携に伴い生じる介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量は、あくまで機械的な計算による結果にすぎませんが、約 30 万人と推計されております。地域医療構想の推進のためには、市町村ごとに策定される介護保険事業計画において、介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要に対する受け皿整備の必要量が盛り込まれる必要があります。

本通知では、まず、「3. 医療計画における在宅医療の整備目標について」により、介護施設・在宅医療等の追加的需要は基本的に療養病床からの移行によるものであり、まずは医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護医療院等の介護保険施設への移行を念頭に置く必要があるとして、追加的需要の下限とすることとされ

ております。(本通知中の「転換意向調査事務連絡」については、後日お送りいたします。)

また、それ以外の、算出された追加的需要分に満たない部分は、都道府県と市町村の間で協議を行い、在宅医療と介護保険施設の対応分を按分することとされております。そのため、医療及び介護の体制整備に係る「協議の場」において、関係自治体が地域医師会等の有識者を交えて協議することとなっておりますが、特に在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みの整合性の確保に当たって、十分に協議を行うこととされていることにご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご丁知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や必要に応じて関係団体等への周知につき、ご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、一般病床から生じる追加的需要は、基本的に外来医療により対応することとし、在宅医療の受け皿整備の対象とみなさないこととしておりますが、これらを含めた考え方の詳細については、同封しました参考資料「介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量の推計方法について」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

